

倉吉市公告第 15 号

公募型プロポーザル方式により、倉吉市役所鍵 BOX 型公用車管理システム構築・運用保守業務の受託者を選定するため、次のとおりその要領を公告する。

令和 5 年 10 月 23 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市役所
鍵 BOX 型公用車管理システム構築・運用保守業務
企画提案実施要領

令和5年10月

倉吉市

1 趣旨

「倉吉市役所鍵BOX型公用車管理システム構築・運用保守業務」公募型プロポーザル企画提案に係る実施要領（以下「実施要領」という。）は、「倉吉市役所鍵BOX型公用車管理システム構築・運用保守業務」の受託者の選定及び契約の締結について規定するものである。

受託者の選定に当たっては、民間の高度な専門的知識やノウハウ等を活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により決定する。実施要領及び付属する文書の記載事項は、企画提案参加者及び受託者が順守すべき事項を定めたものであり、企画提案者はこれらを理解した上、企画提案に参加すること。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

倉吉市役所鍵BOX型公用車管理システム構築・運用保守業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務概要

本業務は、公用車の適正管理及び公用車利用の最適化による保有台数の削減を目的とし、鍵BOX型公用車管理システム（以下「システム」という。）を導入し、運用するものである。なお、詳細については、別に定める仕様書を参照すること。

(3) 契約期間

① 導入

契約日の翌日から令和6年1月末頃まで

② 運用保守

導入完了日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 提案上限額

提案額の上限は、導入に係る経費と運用保守に係る経費のそれぞれで設けるものとする。さらに、運用保守に係る経費は、月間保守料を提案すること。

① 導入に係る経費の上限

6,673,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

② 運用保守に係る経費の上限

101,970円/月（月間保守料）

3 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に示す要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) この公告の日以後契約を締結する日までの間において、倉吉市から入札に関する指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (8) 鳥取県内に事業所を有すること。
- (9) 過去5年以内に、地方議会又は地方自治体において同様のシステムを導入した実績を持つこと。

4 担当部局

〒682-8611
 倉吉市葵町722 倉吉市役所本庁舎4階
 倉吉市 総務部 総務課 担当：二宮 脩明
 電話：0858-22-8112（直通）
 FAX：0858-22-1087
 e-mail：soumu@city.kurayoshi.lg.jp

5 全体スケジュール

本プロポーザルにおける実施スケジュールを以下に示す。

項目	期間	備考
(1) 公告	令和5年10月23日（月）	倉吉市役所前の掲示場及び本市公式ウェブサイトに掲示
(2) 実施要領等の交付	令和5年10月23日（月）から同年11月1日（水）午後5時まで	倉吉市総務課の窓口で直接交付するとともに本市公式ウェブサイトに掲示
(3) 参加申込書の提出	令和5年11月1日（水）午後5時まで	・別記様式1「参加申込書兼参加資格に関する申立書」
(4) 質問の受付	令和5年11月2日（木）午後5時まで	質問書（任意様式）
(5) 企画提案書等の提出	令和5年11月6日（月）午後5時まで	・企画提案書（任意様式） ・会社概要（任意様式）
(6) プレゼンテーションの実施	令和5年11月9日（木）午後1時30分から（予定）	
(7) 受託候補者へ通知	令和5年11月15日（水）（予定）	
(8) 契約交渉 ・契約	令和5年11月中旬	

6 実施要領等の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和5年10月23日（月）から同年11月1日（水）まで
倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「倉吉市の休日」という。）を除く平日午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 交付場所

4の担当部局

(3) 交付方法

配布資料は、本市公式ウェブサイト（<https://www.city.kurayoshi.lg.jp>）に掲載するとともに、4の担当部局の窓口において直接交付する（倉吉市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）。

7 質問・回答に関する事項

(1) 質問期間

令和5年10月23日（月）から同年11月2日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（任意様式）を4の担当部局に郵送・電子メールで送付すること。

(3) 質問への回答

質問書の提出者に電子メールにより回答するとともに、本市公式ウェブサイトに掲載する。

8 企画提案書等の提出に関する事項

(1) 提出書類・期限

提出書類等	様式等	提出部数	提出期限
参加申込書	別記様式1「参加申込書兼参加資格に関する申立書」	1部	令和5年11月1日（水）
企画提案書	企画提案書（任意様式）	6部	令和5年11月6日（月）
	提案価格書、明細内訳書（任意様式、要押印）	原本1部 写し6部	
会社概要	任意様式（名称、所在地、代表者氏名、業務内容、連絡先などが分かるもの）	1部	

(2) 提出先

4の担当部局

(3) 提出方法

4の担当部局に直接持参（倉吉市の休日を除く。）又は郵送にて提出するものとし、郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。ファクシミリ・電子メール等での提出は不可とする。

(4) 留意事項

- ・企画提案は、1提案者につき1提案とし、複数の提案による提出は認めない。
- ・提出期限以降の企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- ・提案価格書には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、税額を記載すること。

9 企画提案書の作成に関する事項

企画提案書は、仕様書に示した内容について作成をすること。

なお、作成に当たっては以下の項目に留意すること。

- (1) A4版縦、横書き、左綴りの両面印刷によるものとする。
A3版も可とするが、A4版2ページ相当分として取り扱う。
- (2) 企画提案書本文は、30ページ以内とする。
- (3) 企画提案書の記述内容はできる限り平易な用語を用い、止むを得ず専門用語等を使用する場合は説明書きを付すこと。
- (4) 企画提案書の作成に当たっては、仕様書を熟読のうえ、作成すること。
- (5) 提出された企画提案書等は、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）に基づく情報公開請求の対象となる。

10 プレゼンテーションに関する事項

提案する業務システム等のプレゼンテーションを実施すること。

- (1) 実施日
令和5年11月9日（木） 午後1時30分から
- (2) 実施場所
倉吉市役所本庁舎3階 第2会議室
- (3) 実施時間
1 提案者につき30分程度（プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度）とする。
- (4) 出席者
1 提案者につき3名までとする。

11 審査方法に関する事項

本市において、企画提案の内容について審査を実施し、企画提案参加者へ結果を通知する。

- (1) 審査方法
企画提案書の評価は、本市が定める構成員により組織された「倉吉市役所鍵BOX型 公用車管理システム構築・運用保守業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。企画提案書とプレゼンテーションの内容を次の評価基準に基づき評価し、得点の総計が最も高い者を受託候補者として選定する。得点の総計が同点の場合は、当日出席した選定委員による協議で受託候補者を決定する。なお、委員全員の点数合計が満点の2分の1を下回る場合は選定の対象外とする。

(2) 審査基準

審査項目		審査基準	配点	
1	事業者の適格性	本事業を実施できる能力・実績を有し、運用が継続される事業者であるか。	10	
2	システム内容	全体	システムはシンプルで使いやすいものであるか（レイアウト等）。	10
		公用車利用フロー	運転者・予約者にとり、公用車利用までのフローが簡便かつわかりやすいものとなっているか。	7
		運行記録	運行記録画面は必要事項を満たしており、かつ記入しやすいものであるか。	7
		管理	管理者の設定や公用車の登録等、管理者に必要な操作は簡便かつわかりやすいものであるか。	7
		本業務の目的に対するアプローチ	本市公用車保有台数削減が実現できるような工夫がシステム上でなされているか。	10
		データの保存	運行記録について、検索機能が充実している等、管理者にとり確認しやすいものか。	7
		セキュリティ	データが漏洩することがないように、十分なセキュリティ対策がなされているか。	7
3	運用支援体制	運用保守・支援の内容は具体的で妥当性があるか。	5	
4	危機管理体制	障害発生時の対応は具体的で妥当性があるか。	5	
5	操作研修	操作研修の内容は具体的で妥当性があるか。	5	
6	その他の事項	要求する仕様以外に特に優れている提案があるか。	5	
7	見積金額		15	
合 計			100	

(3) 結果の通知

審査結果は（参加者数、受託候補者及び次点候補者名）は、市ホームページで公開するとともに、参加した全ての事業者に通知する。

なお、審査経過及び結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けない。

12 企画提案の失格又は無効に関する事項

(1) 失格に関する事項

企画提案者が、選定委員又は関係者に企画提案に関する援助等を求めた場合、失格とする。

(2) 無効に関する事項

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ①参加に必要な資格要件がない者又は選定期間内に失効した者が行った企画提案
- ②同一の企画提案者が行った2以上の企画提案
- ③虚偽の記載をした者が行った企画提案
- ④記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない企画提案
- ⑤提案上限額を超えた企画提案
- ⑥その他、実施要領等において示した事項等に違反した企画提案

13 契約等に関する事項

(1) 契約交渉

本市は、11の審査の結果、受託候補者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、受託候補者との契約交渉が整わない場合、次点の提案者と契約交渉を行う。

(2) 契約書

契約書は別に定める。

14 その他

(1) 企画提案に係る費用等

企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等、一切の費用は提案者の負担とする。

また、企画提案書等の書類は返却しない。

(2) 提出書類の著作権等の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、本市がこの業務に関し必要と認める用途については、当該書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(3) 使用する言語等

企画提案に使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとし、時刻は日本標準時とする。

(4) 契約保証金

倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）各号に該当する場合は、契約保証金は免除する。

(5) 審査又は契約の延期

天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができないときは延期する。なお、この場合における提案者の損害は提案者の負担とする。